

最高裁秘書第4979号

平成29年12月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

11月29日付け（12月1日受付，最高裁秘書第4804号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

一般人が特定の事件に関する当事者名及び判決日を伝えて民事事件記録係に問い合わせをした場合，当該事件の事件番号を教えることになっていることが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。